

令和 3 年

寒川町教育委員会会議録

2 月 定 例 会

日 時：令和3年2月19日（金）

午後1時30分 ～ 午後3時15分

午後3時45分 ～ 午後3時56分

場 所：東分庁舎第3会議室

出席者

<教育委員会委員>

1 番	大 澤 文 雄
2 番	大 川 勝 徳
3 番	小 川 雅 子
4 番	大 関 博 之
5 番	布 谷 あけみ

<事務局職員>

教育次長	内 田 武 秀
教育総務課長	芹 澤 るみ子
学校教育課長	小 島 康 義
教育施設・給食課長	水 越 豊
町民センター館長	別 府 拓 自
総合図書館長	嶋 田 章
書記	中 嶋 裕 子

寒川町教育委員会定例会（２月）議事日程

１．開 会

２．前回会議録の承認

３．会議録署名委員の指名 大川委員 大関委員

４．教育長報告

５．社会教育施設報告

①公民館報告（資料 １）

②総合図書館報告（資料 ２）

６．委員報告

議案第１号 寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について

議案第２号 寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について

議案第３号 教育財産の取得の申出について

議案第４号 令和２年度寒川町一般会計補正予算（３月）について

議案第５号 令和３年度寒川町一般会計予算（教育に関する部分）について

７．議 事

８．協 議

９．その他

①（仮称）寒川学校給食センター整備に係る協定について（報告）（資料 ３）

１０．閉 会

1. 開 会

(大澤教育長)

皆さん、こんにちは。ただいまの出席者は5名です。定足数に達しておりますので、これより寒川町教育委員会 2 月定例会を開会いたします。本日の会議日程は、お手元に配付したとおりです。

2. 前回会議録の承認

(大澤教育長)

前回定例会の会議録は、先ほど署名委員の署名がありましたので、承認されました。

3. 会議録署名委員の指名

(大澤教育長)

本日の会議録署名委員は、大川委員と大関委員にお願いいたします。

<はいの声>

4. 教育長報告

(大澤教育長)

それでは次に、私から教育長報告をいたします。

1 点目は学力向上について、2 点目はいじめ、道徳教育について、3 点目は防災教育について、4 点目は支援教育について、5 点目は教育委員会表彰について、6 点目は緊急事態宣言延長への対応について、7 点目はタブレット端末の配布状況等について報告をいたします。

それでは、まず 1 点目、学力向上について。1 2 月から 2 月にかけて、多くの学校で校内研究の推進と教員の資質向上に重点を置いた講師を招いた講演会や授業研究会を開催しました。新型コロナウイルスの影響もあって、今年度の後半に集中してしまいましたが、来年度に向けた校内研究の方向性を見出すことにつながっています。

南小学校では、学校評価から算数が苦手だったり、嫌いだったりする児童の実態が明らかになったので、算数の指導に関する研究を深めようとしています。

寒川中学校では、1 年間の学習のまとめの時期になってきていることもあり、放課後の教科別学習会や寺子屋学習会を実施しています。臨時休業に伴う主要教科における授業時数の不足分は、どの学校もこれまでの時期に概ね取り戻すことができいております。

次に2点目、いじめ、道徳教育について。大きないじめ案件はないものの、小さな案件やいたずら、ちょっかいなどによる児童・生徒間のトラブルは幾つか報告を受けています。当事者への対応や保護者への説明など、各校ともその都度早期に丁寧な対応に努めています。

また、子ども同士の小さなトラブルが大きないじめに発展しないよう、いじめ防止に特化、集中した啓発活動を意図的、積極的に展開していく必要があると考えます。いじめのない学校風土づくりに向けて、組織的な対応を取っていく必要があります。

3点目、防災教育について。緊急事態宣言の延長により、ほとんどの学校で予定していた全校児童・生徒が集まるような避難訓練の実施は見合わせるようにしました。その一方で、先日のような大きな地震も起きているので、その機会を捉えて各担任が防災教育を実施し、児童・生徒の意識啓発に努めています。

続いて4点目、支援教育です。各学校では、個別対応が必要な児童・生徒が増えてきています。また、不登校の児童・生徒も増加しており、その多くは個別支援や家庭支援を必要としています。個々の対応を丁寧に行っていくためには、人手の必要性を感じています。担任や学年任せにしないで、教頭や教育相談コーディネーター、スクールカウンセラーを中心にネットワークを形成し、担任を援助する体制をしっかりと構築していく必要が生じています。各校とも、教師間の連携をより一層深めるようにしています。

また、旭が丘中学校では、講師を招いてディスレクシアの生徒たちが抱えている問題と、学校現場でできることについての教職員研修会を開催しました。この研修を通して、教員の気づきや引き出しを増やすことができました。

この先まだ何点かありますが、一旦ここで区切ります。ここまでで何か質問がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

ディスレクシアの意味は分かりましたか。小島学校教育課長、補足をお願いします。

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

ディスレクシアは発達障害、特に学習障害の一つで、読み書きに困難を感じている子どもたちになります。

例えば、教科書に書いてある文字が、そこに印刷されている形に見えず、ぶれて見えて文字として認識ができない、あるいはその文字の配列が大小様々で、特殊な見え方がしてしまうために、書いてあるものが理解できず、学習に困り感が生じてしまいます。そうした学習障害の一つとして、今認知されております。

そうした子どもたちに対応するための教職員研修会を開いたということです。かつてそういう思いで悩まれた方にも来ていただいて、当時の困り感をお話いただきました。

(大澤教育長)

ありがとうございました。よろしいですか。

ないようですので、続いて5点目、教育委員会表彰について。例年、来賓の皆様をお招きして、2月1日に開催しておりました寒川町教育委員会表彰式については、先月の定例会でお諮りさせていただいたように、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、大変残念ながら中止とさせていただきました。今年度の被表彰者の皆様には、推薦していただいた学校長や関係課長等から表彰状と記念品をお渡ししていただきました。来年度は表彰式が例年どおりに開催できるように、新型コロナウイルスの感染収束を願うばかりです。

次に6点目、緊急事態宣言延長への対応について。令和3年1月7日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が神奈川県が対象区域として発出され、その後、感染状況を踏まえて3月7日まで延長されました。その緊急事態宣言延長に伴う教育委員会の対応についてご報告いたします。

まず、小学校、中学校の対応ですが、引き続き感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続しています。今でこそ感染拡大は少し落ち着いてきていますが、緊急事態宣言が発出された頃は、神奈川県の感染レベルが高まったため、感染リスクの高い教育活動、特に歌、リコーダー、調理実習、実験などについて、各校とも実施するのを控えるようにしました。部活動についても、校内における活動を原則として、感染リスクの高い活動は中止し、休日の練習、試合等の活動は行わないという対応を継続しています。

また、各施設の対応については、町民センター、公民館各館は、感染防止対策を徹底しながら、1月12日火曜日より開館時間を午後8時までに短縮して開館しておりますが、引き続き、短縮して開館します。また、1月8日金曜日から中止している主催イベント及び講座等も引き続き中止します。

次に、総合図書館についても、感染防止対策を徹底しながら開館していますが、1月8日金曜日から中止している主催イベント及び講座等は引き続き中止にします。

また、文化財学習センターについては、これまでの対応に変更はなく、今後と同じ対応を継続します。

最後に、学校体育施設等については、1月12日火曜日から中止している施設開放を引き続き休止します。

それでは、最後にタブレット端末について。GIGAスクール構想におけるタブレット端末の配備について、9月下旬から進めてきたネットワーク工事も終わり、1月中旬からはネットワークやアクセスポイントの設定、ルータの切替えに入りました。また、1月下旬からは教師用タブレットの納品、1月末からは児童・生徒用タブレットの納品が始まり、先日2月13日土曜日に全ての設定及び端末の納品が完了しました。既に教師用端末は各校で使い始めており、授業での効果的な活用に向けて、様々な使い方について先生たちが検討を

始めているところです。学校によっては会議や打合せで活用したり、文章をタブレット上で共有したりしているところも出てきています。児童・生徒用の端末は、3月からの利用に向けて最終的な準備に入っています。

以上で私の報告は終わります。質問等ある方はお願いします。

小川委員。

(小川委員)

支援教育のところでは、旭が丘中学校でディスレクシアの研修会が開かれたということですが、大変素晴らしいと思います。書字障害、読字障害と言われるようになったのはここ近年だと思いますので、それ以前の教育を受けていた方は、いろいろなことができないということにつながってしまって、すごくつらい思いを学校教育の中でなさったと思います。こういった障がいは、外から見て分からないものですから、ちょっとした支援があるだけで、児童たちは将来の夢を持てるようになると思います。ぜひ町内全部の学校に行き渡ることを期待しております。でも、旭が丘中学校でディスレクシアの研修会をしていただいたことは、素晴らしい一歩だと思います。

もう一点は、タブレットの件ですが、納品が終わり、環境整備が整ったあとは、スムーズに使っていくというのが次の目標になると思いますけれども、使っていくうちに、段々といろいろなことができるようになると思いますので、トライ・アンド・チャレンジという精神で、子どもたちも、先生方も、家庭も取り残さないような進め方ができたらよいと思います。

(大澤教育長)

特に学習障害については、30年以上前に、県立第二教育センターで、長期研修生として学習障害について相談を通して研修させていただきました。当時は、まだ学習障害についてあまり知られていませんでしたが、それから3、4年して、神奈川県でも具体的に取り組むようになったと記憶しています。ですから、神奈川県は、だいぶ早い時期に、学習障害については本格的に取り組みを始めたと思っております。

よろしいですか。

(小川委員)

ありがとうございます。

(大澤教育長)

他にございますか。

布谷委員。

(布谷委員)

タブレット端末に少し関わることもかもしれませんが、今も子どもたちは、家

庭の中で、スマートフォンやiPadなどを使っていると思いますけれども、各学校において、そういうリテラシーのようなものは、学校としてされている部分はあるのでしょうか。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

全ての学校において毎年ではありませんけれども、講師を招いて情報リテラシーについて学ぶことがあったり、あるいは国や県から小冊子の資料も送られてきて、子どもたちに配布したりしているので、そうしたものを活用しながら児童・生徒に、端末や携帯の扱い方の注意は促しております。

(大澤教育長)

他にどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、他にないようですので、私からの報告はこれで終わりにしたいと思います。

5. 社会教育施設報告

(大澤教育長)

次に、社会教育施設の公民館、総合図書館からの報告をお願いします。

別府町民センター館長。

(町民センター館長)

それでは、公民館から報告させていただきます。

先ほどの大澤教育長のご報告の中にもありましたとおり、公民館では緊急事態宣言の発出を受けて、現在、貸館業務は午後8時までの短縮の開館時間で運営をしております。

公民館事業につきましては、資料1をご覧ください。緊急事態宣言に伴い、1月の事業は全て中止、見送りとなっております。

町民センターにつきましては、3つの事業を予定しておりました。「星空観察会」「寒川寄席」新規事業として計画しておりました「親子工作教室」の3つが全て中止となっております。

北部公民館につきましては、こちらも恒例の「新春百人一首のかるた大会」それから、生涯学習推進員事業の「カラダと健康」の2つの事業と通年事業、開放事業が中止となっております。

南部公民館につきましては、「バトミントン初心者講習会」を6回シリーズで予定しておりました。これを含めて、一之宮小学校の6年生を対象に予定をしておりました生涯学習推進員事業の「小犬から学んだ大事なスイッチ」の2

つの事業と通年事業、開放事業が全て中止となっております。

続きまして、3月の予定です。

緊急事態宣言が3月7日まで延長になりましたので、その期間内に実施するもの及びその期間内に申込みの受付をするもの、この2つを中止としております。

町民センターでは、中止のものには中止というふうに四角囲みで表記をしておりますけれども、「環境講座」それから「初めての小物盆栽講座」、「東日本大震災から10年、復興を願う上映会」と朝日新聞の記者の青木さんをお招きしての講座を予定しておりましたが、この4つが、3月7日までの実施に関わってきますので、中止といたします。ただ、さむかわエコネットの及川代表に講師をお願いする予定だった「環境講座」それから、先ほど申し上げました朝日新聞の青木さんに講師をお願いしておりましたが、この2つに関しては、令和3年度のなるべく早い時期に、延期という形で実施を予定しております。町民センターでは、3月28日に予定している「ふれあいコンサート」だけは、今のところ3月8日以降に整理券を配布し、実施をする予定です。

北部公民館に関しましては、「ちょっと健康タイム2」それから、通年事業の「おはなし図書館」を中止にすることになりました。通年事業の「百人一首かるた教室」のみ、北部公民館では実施する予定です。

最後に、南部公民館です。新規事業で実施を予定しておりました親子対象の「防災気象講座」それから「寒川神社をもっと知ろう講座」の2つを中止といたします。

3月28日に実施を予定しております「子どもお琴体験教室」と、幼児、小学生向けの通年事業の「おはなし広場」の2つは、予定どおり実施する方向です。

公民館からは以上です。

(大澤教育長)

ありがとうございました。ただいまの報告で何か質問はございませんか。よろしいですか。

大川委員。

(大川委員)

意見になります。本当によい講座がいっぱいあって、それらが中止や延期になるというのは非常に残念ですけど、致し方のないことだと思います。しばらくの間は人の動きを抑えていただいて、アフターコロナの活動に備えていただきたいと思います。

(大澤教育長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ないようですので、次に総合図書館からお願いします。

嶋田総合図書館長。

(総合図書館長)

それでは、図書館から報告させていただきます。

資料の2をご覧ください。

まず、いつものように1ページ目は、1月の利用状況となります。来館者数は1万9,616人、前年同月比で約マイナス5,000という状況です。これは、前年の約80%の水準です。

また、貸出件数につきましては、2万6,617点、前年同月比でプラス70で、ほぼ前年並みの水準に戻ってきました。今年度は年末年始の休みがいつもより2日ほど長かったということもあり、その反動もあったのではないかと思いますけれども、本はそれまでどおりに借りていただいている状況に戻ってきております。

それでは、次のページをご覧ください。

1月の事業の状況は、これまでどおり展示を中心にしております。1月開始の展示につきましては、以前ご紹介しましたが、「日本の武士（もののふ）と武具」をテーマに、刀剣や鎧兜とその所有者の武士たちの関連図書の展示、あるいは児童向けに忍者コーナーを作るというような展示を行っております。

また、児童の展示につきましては、「外国作品を読もう」をテーマに、海外の作家の本や英語の絵本等の展示を行っております。ミニ展示といたしましては、前回もご説明しましたが、人気児童書の銭天堂シリーズについて、出版社からディスプレイや登場人物のパネルをお借りすることができましたので、そちらを展示いたしました。

また、来館した子どもたちからは、新しい駄菓子 아이디어も募集しました。カウンターに応募用紙を提出していただき、キャラクターのカードをお渡しするという形式のワークショップ素材をお借りすることができましたので、これにつきましては多くのアイデアが寄せられました。この展示については、タウンニュースの1月22日付号でも紹介されました。また、子どもたちから募集したアイデアを出版社に送りました。お礼ということで、その作者の廣嶋玲子さんのオリジナル色紙が送られてきて、今日ぐらいから飾ろうと思っております。

それから、複合の展示の1月から始めたものとしたしましては、「映像化作品を楽しもう！」をテーマに、映画やドラマ、アニメなどに映像化された原作の本と、映画DVDなどがあるものにつきましては2つ並べて展示しております。両方一緒に借りていく方も多くて、好評です。

それから、その他としたしまして、例年恒例の「図書館新春福袋」をテーマに、新聞紙で作った、しまんとバッグと呼ばれる袋に3冊の本を中身が分からないように入れて、借りていただくというもの。大体80袋ぐらい作り、10袋ぐらい余ってしまいましたけれども、新聞バッグでおしゃれなものが結構人気で、今年は「鬼滅の刃」などをデザインしたような新聞紙を使ったものが非

常に人気で、バッグだけが目当てという方もいらっしゃいました。

裏面をご覧ください。「おはなし会」ですが、1月につきましては、緊急事態宣言発令のため開催中止となっております。

また、その他の俳句ポストの投句状況は、1月のお題の「寒」につきましては19句です。また、表彰されたものにつきましては、11月の「冬の朝」ということで、2名の方の2句が表彰されております。

それから、先ほど大澤教育長のお話にありましたように、緊急事態宣言が再発令となりましたので、2月7日までのイベントは全て中止といたしました。その結果、2月7日までの「おはなし会」及び「おひざにだっこのおはなし会」、2月7日に開催を予定していた「ロボットプログラミングワークショップ」が中止となりました。また、再発令となりましたので、3月7日まで同様の状況で、継続して「おはなし会」のイベントは中止としております。

次のページをご覧ください。2月からの予定及び実績です。展示関係で新しいものとしたしましては、「ノミネート大集合！！」をテーマとした、芥川賞、直木賞、いろいろな文学賞など、そういった文学賞に過去ノミネートされた作品を集めて紹介しております。ノミネート作品は、面白いものが多いので、貸出しも多い状況です。

また、CDの展示につきましては、「いっしょに歌ってわらべうた・童謡」をテーマとした、聴きなじみのある懐かしいフレーズや、テレビでよく聴く定番の遊び歌などのCDを集めて展示して、家で歌っていただくということで展示をしております。

それから、2月からの新しい展示としたしましては、「おうちでおはなし会」です。現在、対面を避けるために雑誌の閲覧テーブルを使っていないのですが、そこに自宅で紙芝居や絵本のおはなし会を楽しんでもらえるような紙芝居や絵本の関連図書を展示しております。

それでは、最後のページです。「おはなし会」は、先ほど申し上げましたように、緊急事態宣言延長のため、3月7日まで中止とさせていただいております。

また分室の展示につきましては、2月から時代小説のジャンルに絞って、北部分室は男性作家、南部分室は女性作家をテーマに展示をしております。

図書館からは以上です。

(大澤教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か質問はございませんか。

大川委員。

(大川委員)

感想です。ミニ展示の「ノミネート大集合！！」は、よい企画だと思いました。大賞をとると、本の帯に書いてあるので分かりますけれども、ノミネート

されている作品というのは、なかなか、目に留める機会が少ないもので、そういう意味では、少し見てみようという気持ちになり、わくわく感があるとてもよい展示だと思いました。

(総合図書館長)

どうもありがとうございます。ノミネート作品は過去に遡ると、皆さん、あまり読んでいないという方もいらっしゃると思います。好評で、借りていった人も、とても多かったです。

(大澤教育長)

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、他にないようですので、これで社会教育施設からの報告を終わります。

両館長の皆さん、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

<両館長退室>

6. 委員報告

(大澤教育長)

次に、委員報告です。教育委員会を代表して出席しています各委員から会議等の報告をお願いします。

小川委員。

(小川委員)

令和2年度第6回寒川町総合計画審議会が、2月16日の火曜日締切りということで、感染症の感染リスクを低減するために書面にて開催されました。内容としては、寒川町総合計画2040(案)についての内容の確認をして意見書を提出いたしました。

私としましては、この計画案の実施計画が、町民ニーズと課題と具体的な取り組み、そしてその目標指標というのが様々な分野で細かく示されていて、実効力が増す期待感が高まるという意見を提出させていただきました。

(大澤教育長)

ありがとうございました。教育元年のグローバル教育も載っていましたか。

(小川委員)

はい。しっかり入っていました。期待感が高まりました。

(大澤教育長)

ただいまの報告で質問はよろしいですか。

他にはよろしいですか。

それでは、ないようですので、委員報告を終わります。

7. 議 事

議案第1号「寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について」

議案第2号「寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について」

議案第3号「教育財産の取得の申出について」

議案第4号「令和2年度寒川町一般会計補正予算（3月）について」

議案第5号「令和3年度寒川町一般会計予算（教育に関する部分）について」

(大澤教育長)

次に、議事に入ります。

本日は、5件の議案が提出されております。

初めに、議案第1号「寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について」を審議いたします。

それでは、事務局から提案説明をお願いします。

芹澤教育総務課長。

(教育総務課長)

それでは、議案第1号をご覧ください。読み上げをもって提案させていただきます。

議案第1号「寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について」。

寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和51年寒川町教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則について、別紙のとおり提案する。

令和3年2月19日提出。

寒川町教育委員会、教育長、大澤文雄。

提案理由。教育委員会事務局の組織の改編に伴い、条文等の整理が必要となるため提案する。

次に、改正の内容説明に入る前に、今回の一部改正の経過等について少し説明をさせていただきます。

町の組織につきましては、寒川町自治基本条例の第27条第2項に、「町は社会環境の変化や町民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるように組織を見直します。」と定められております。平成25年度の全庁的な組織の見直しから数年が経過して、喫緊に対応しなければならない行政課題が生じてきていま

す。

また、町の総合計画さむかわ2020プランは、今年度で計画期間が終わり、令和3年度からは、新たに策定した寒川町総合計画2040がスタートいたします。この次期総合計画を効果的、効率的に推進していくには、新しい施策目的や施策体系に合わせた組織や事務分掌の再構築が必要となります。

このようなことから、令和3年度の組織の見直しが行われました。委員の皆様には、これまでも見直し状況について随時ご報告いたしましたが、教育委員会事務局の組織の改変及び事務分掌の見直しが定まりましたので、これらに併せて規則の改正を行うものです。

続きまして、議案の次のページをご覧ください。こちらは当該規則の一部を改正する規則の改正文となっております。

恐れ入りますが、2枚めくっていただきまして、表になっているものです。こちらは寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正をする部分の新旧対照表となっております。現行が左側、右側が改正案と分けて記載しており、改正部分が分かりやすいと思いますので、こちらで説明させていただきます。

まず、今回の改正点ですが、現行の教育委員会事務局は3課5担当で業務を行っておりますが、これを3課5担当1室に改変いたします。これに伴って、現在の課及び担当の名称を一部変更するとともに、事務分掌については、主な業務を明記する形に変更し、併せて担当業務の見直しを行いました。

それでは、新旧対照表の第2条、課及び担当の設置をご覧ください。

名称の変更でございます。現在の教育総務課を教育政策課に、また教育総務課内にございます総務担当を教育政策担当に、それぞれ変更いたします。

次に、学校教育課にございます教育研究室担当は、名称から担当を外し、教育研究室に変更いたします。

また、教育施設・給食課の midpoint を外しまして、教育施設給食課に名称変更するとともに、現在、施設・給食担当の1担当で業務を行っておりますが、これを教育施設担当と学校給食担当に分け、2担当にいたします。

続いて、第3条の事務分掌をご覧ください。現在の教育総務課の総務担当から順に説明させていただきます。右の欄が改正後になりますので、右の欄を中心に説明させていただきます。

まず、(1)は次のページになりますが、左の現行(12)の事務を移動して(1)に変更し、所掌事務に評価を加えました。これは、令和3年度以降は教育施策の企画、総括調整の業務が大幅に増加し重要となってくるため、これをトップに位置づけ、さらに毎年行っている点検・評価を明記したものです。

次に、改正後の(2)は、現行の(1)と(10)を統合したもので、改正後の(3)から(10)は、現行の(2)から(9)が1号ずつ番号が繰り下がったものとなっております。

続いて、次のページの改正後の(11)は、児童・生徒の就学援助に関する事務ですが、こちらは現在、学校教育課が所管しているもので、3ページ目の

左の欄の（６）、この所管を見直しまして、来年度からは教育政策課が所管することといたしました。

２ページ目に戻っていただいて、改正後の（１２）は、現行の（１１）から１号繰り下がったもので、（１３）以降は変更ありません。

続いて社会教育担当ですが、こちらは変更がなく、全て現行どおりです。

次に、下のほうになりますが、学校教育課に移ります。学事指導担当は名称の変更はありません。所掌事務につきましては、少し整理をいたしまして、主要な事務を記載するようにいたしました。

右側の欄、改正後の（１）は変更ありません。

（２）は現行の（８）を、（３）は現行の（１０）を、（４）は現行の（９）を、３ページ目になりますが、（５）は現行の（１５）を、それぞれ移動したものとっております。

次に３ページ目の（６）は現行の（５）を移動し、字句等の修正を行いました。（７）も同様に現行の（１２）を移動し、字句等の修正を行っております。

続いて、（８）は現行の（７）を移動し、（９）は新たに設けた項目で、これまで明記していなかった学校関係予算の執行について、ここで事務分掌に位置づけを行いました。

最後の（１０）は現行の（１７）を移動したものとっております。

現行の（２）から（４）までと（１１）、（１３）、（１４）、（１６）は削除いたします。

次に、教育研究室ですが、現行の（２）と（５）の順番を入れ替え、各号の字句等の修正を行いました。

次に、３ページ目の下のほうになります。教育施設・給食課に移ります。

３ページから４ページにかけてになりますが、分割して新たに設けた教育施設担当は、現行の施設・給食担当が所掌する事務のうち、（２）、（３）、（４）、（７）を所管いたします。

同様に、学校給食担当は現行の（５）、（６）の事務を所管いたしますが、順番を入れ替え、字句の修正を行います。なお、現行の（１）は削除いたします。

最後に附則でございますが、令和３年度からこの体制としたいので、施行は令和３年４月１日といたします。

以上で寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

（大澤教育長）

説明が終わりました。何か質問がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

特に発言はないようですので、議案第１号「寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について」は原案のとおりでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(大澤教育長)

それでは、本議案は原案のとおり決します。

続いて、議案第2号「寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について」を審議いたします。

それでは、事務局から提案説明をお願いいたします。

芹澤教育総務課長。

(教育総務課長)

それでは、議案第2号をご覧ください。読み上げをもって提案とさせていただきます。

議案第2号「寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について」。

寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を別紙のとおり定める。

令和3年2月19日提出。

寒川町教育委員会、教育長、大澤文雄。

提案理由。「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正（改正給特法）（令和元年12月11日公布）を踏まえ、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する上限指針等を定めるため提案する。

それでは、1枚おめくりください。こちらが制定いたします規則の案となっております。

なお、詳細につきましては、担当課の小島学校教育課長よりご説明いたします。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

それでは、説明させていただきます。さらに1枚めくっていただきまして、添付した資料を、まず見ていただきたいと思います。

令和元年度、国において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法と呼ばれるものになりますが、そちらの改正が審議されていた折、衆参両院からの附帯決議で、政府は各地方公共団体に教育職員の在校等時間の上限について定めるように求めることとされました。並行して、神奈川県教育委員会でも、国のガイドラインに基づき、神奈川の教員の働き方改革に関する指針が策定されました。

さらに1枚めくっていただきまして、こちらは資料として載っております。

神奈川の教員の働き方改革に関する指針です。

こちらが策定され、県立学校の上限の基準が示され、市町村教育委員会でも指針に準じた基準を定めることが求められるようになりました。

これら国、県の指針に基づき、寒川町立学校の教育職員の業務量の上限管理を行うため規則を定めたく審議をお願いするものです。

それでは、規則の案にお戻りください。上限時間としましては、第2条にありますように、1か月において45時間、1年において360時間と定めます。令和3年度は、ＩＣカードを利用した勤怠管理ソフトを学校の校務用パソコンに導入し、それぞれの先生がＩＣカードをかざして出退勤を打刻することで、客観的な方法による勤務時間の把握に努める予定です。また、学校に課されている負担を軽減し、教員の長時間勤務の改善に早急に取り組み、教員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りとやりがいを持って職務に従事できるように、教育環境の整備につなげたいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

(大澤教育長)

説明が終わりました。何か質問はございませんか。

大川委員。

(大川委員)

質問ではありませんが、1月、2月の新聞の見出しを見ると、例えば公立小学校教員の採用倍率が過去最低、あるいは精神疾患で休職している教員数が、これも過去最多、その前年度に退職した先生の数も過去最多など、そういうのは載っていました。寒川町はどうなのか一瞬心配になりましたが、やはり先生方は、今大変な思いをされているのではないかと思います。そういう意味で、これからの働き方改革の推進がとても大切になってきます。これを実行しようとすると、今までの生活習慣の部分もありますので、大変だと思いますが、自分たちの首を絞めることのないよう、柔軟に対応していただくとよいと思います。よろしく願いいたします。

(大澤教育長)

他にいかがでしょうか。

年間で360時間ということは、月45時間を10か月やってしまったら450もいくということですか。

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

もちろん1か月の上限が45時間ということで、それを毎月やるべきという規則ではありませんし、また長期休業期間もありますので、年間にすると360時間ということ、そこを意識するようにしていきたいと思いますというものになっ

ております。

(大澤教育長)

布谷委員。

(布谷委員)

実際に時間の上限を決められても、やらなければいけないことはますます増えている。どこで、どのように工夫していくのかということが課題だと感じていますが、何かお考えはありますか。

(大澤教育長)

小島学校教育課長。

(学校教育課長)

まず、教育委員会としても、学校がこの実現に迫れるように、課される負担を軽減していかなければいけないと思っております。

また、先ほども話題に上がりましたタブレット端末やＩＣＴ機器が学校に導入されるので、そうしたものをうまく活用することによって、業務の効率化につなげていきたいと思っております。

もう一つは、やはり教員の意識改革も大事だと思っております。常々、教員の仕事は切りがないと言われております。やればやるほど丁寧に子どもたちのためにできることはありますが、ご自身の健康面や心の安定を考えて、ある程度のところで業務を抑えていく、そういう意識の改革も必要だと思っております。

そして、先ほど大川委員がおっしゃっていたように、今後、魅力ある職業、先生という仕事に憧れるように、そういう次の世代の教員を育てていかないと、この先、先生を取り巻く環境は非常に心配になりますので、教育委員会をはじめ、学校、先生、それぞれがそうした魅力ある教職、教員をつくっていくように、気をつけていきたいと思っております。

(布谷委員)

それには、やはり学校でやることと任せることというのを、まず整理して分けないと、仕事量もなかなか減らないと思います。今、教育委員会のバックアップとおっしゃっていましたが、教育委員会の先生方も、ますます大変になることもすごく心配します。教育委員会で働いている方がオーバーワークするのはいかかかというような危惧もされますので、整理するということも、なかなか難しいけれども頑張っていただきたいと思います。

(大澤教育長)

貴重な意見ありがとうございます。教育委員会の現在の指導主事は４名体制

です。平成に入って間もなく4名体制になりました。当時は、他の市や町から「寒川はすごいね、指導主事が4人もいて。」と言われましたけれども、それが30年以上たっても4人のままです。指導主事の職務内容を見ると、当時の倍ぐらいに増えています。そういった中、4人でやりくりをしているということもありますので、これについては、町長部局ともよく連携を図りながら何とかしていきたいと考えております。

それから、かつてはスクラップ・アンド・ビルドで、削るところは削って足していきましたが、今回の新学習指導要領改訂にあたっては、何も削らず、増えるだけです。英語の時間にしてもそうです。これについては、様々な意見が出ていますので、次回の改訂では、ぜひ見直しを図ってほしいと思っています。増える一方では、現場あるいは教育委員会の努力だけではどうにもならない部分があります。

また、教員のなり手が少なくなってきたことについては、やはり教員免許を10年に1回ずつ更新することが、教員にとってはある意味大変です。職務をやりながら教員免許の更新をしなければならないということになりますが、最近、この教員免許の更新について見直しを図る動きが出ております。ここ1年ぐらいで方向性が出てくるのではないかと思います。

研修にしても、今までみたいに大学の研修だけではなくて、教育委員会等で行っているものについてもカウントしていくなど、変えてくるのではないかと考えております。

また、年間30時間研修を受けなければいけないという事も、もう少し少なくなってくる可能性もあるのではないかと考えております。

とにかく、少しずつでも環境をよくしていかないと、なかなか教員のなり手はいないような気がしております。

よろしいでしょうか。

大川委員。

(大川委員)

私たちも現場にいたときは、実際に教員免許の更新が行えないということがありました。よいと思う先生に代用教員で来ていただきたいとお願いしても、免許の期限が切れているというようなことに会ったりして、悔しい思いをしたことがあります。これは、急になくすなど、そういう方向にはいかないと思いますので、どこかを変えていったり、ポイントを絞ったりして、よい方向に改定してくださるというのは非常によいと思います。ぜひ期待したいです。

(大澤教育長)

65歳過ぎで教員免許が終了するということで、なかなか臨時の先生や非常勤の先生が見つからないということです。

また、教員の長時間勤務の改善により、学校から早く帰るようになると、先生方は、仕事を家に持っていく、そこでやる作業が多くなりますので、結局や

る内容は変わらない。家に帰って2時間や3時間やらなきゃいけないとなると、ますますストレスが溜まっていき、健康面でも心配です。

大関委員。

(大関委員)

企業でも、そういう時間を今短縮しているところがあり、社員は「上はああ言うけども終わるはずがないんだよ。」というのが口癖です。だから、教員も同じような状況になると思いますので、そこを、管理職は協力しながらやっていかないと絶対に無理だと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

(大澤教育長)

ありがとうございました。

それでは、他によろしいですか。

特に発言はないようですので、議案第2号「寒川町立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の制定について」は原案のとおりでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(大澤教育長)

全員賛成ということです。

それでは、本議案は原案のとおり決します。

続いて、議案第3号「教育財産の取得の申出について」を審議いたします。

それでは、事務局から提案説明をお願いいたします。

芹澤教育総務課長。

(教育総務課長)

それでは、議案第3号をご覧ください。読み上げをもって提案とさせていただきます。

議案第3号「教育財産の取得の申出について」。

教育財産の取得について、別紙のとおり寒川町長に申出したいので提案する。

令和3年2月19日提出。

寒川町教育委員会、教育長、大澤文雄。

提案理由。町立学校の用地を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項に規定する申出をする必要があるため提案する。

それでは、1枚おめくりください。こちらが町長への申出の文書となっております。

詳細につきましては、担当課の水越教育施設・給食課長よりご説明いたします。お願いします。

(大澤教育長)

水越教育施設・給食課長。

(教育施設・給食課長)

それでは、2枚目が町長への申出文です。本日、議決いただきましたら申出する案文です。こちらも朗読させていただきます。

令和3年2月19日、寒川町長様。

寒川町教育委員会、教育長、大澤文雄。

教育財産の取得について。

次の不動産を教育財産として取得していただきたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき申し出ます。

1、不動産の表示。種別、土地。所在地、寒川町宮山929番1。名称、寒川小学校学校用地。面積、294.92平方メートル。

次に、種別、土地。所在地、寒川町宮山1326番1。名称、寒川小学校学校用地。面積、2,593.14平方メートル。

2、取得予定価格（不動産評価委員会評価額）は、2,825万3,336円。こちらは、宮山929番1。

そして次が2億6,450万280円。こちらが宮山1326番1。

合計しまして2億9,275万3,616円。

3、取得予定時期、令和3年3月12日までです。

若干、補足の説明をさせていただきます。ページをおめくりください。

その土地は、寒川小学校の西側及び北西に位置しまして、用途地域は第一種中高層住居専用地域となります。また、項目、地目は、ともに宅地となっております。図でいうと、赤線で囲った部分です。

町計画としましても、かねてより学校の安定運営を図るために買取りを考えておりました。昨年2月、相手方の方がお亡くなりになりましたことをきっかけといたしまして、用地の買収の交渉を始めたものです。

この度、令和2年度9月補正にて予算措置をし、不動産評価委員会にて買取りの上限単価が確定し、おおむねの取得額が確定したことから、取得の申出をするものです。

寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第3号により、予定価格が1件700万円を超える教育財産の取得については教育委員会の決定事項になっており、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項により、地方公共団体の長は教育委員会の申出をもって教育財産の取得を行うこととなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(大澤教育長)

説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(布谷委員)

学校などで買うのに売ると、少し安くなるのですか。

(大澤教育長)

水越教育施設・給食課長。

(教育施設・給食課長)

学校に限らず公共事業への売り払いの場合、価格は不動産鑑定によるものなので、実勢価格等も勘案して、いわゆる相場観のある価格になっております。

ただ、公共事業に協力するという部分で、税の控除の制度がありまして、ここで言うと、1人1回につき5,000万円の控除があります。こちらは、恐らく古くから持っていらっしゃる土地ですので、取得した価格等は不明となっております。ここで出た利益のうちから5,000万円を先に引いた残りが所得となります。4名の方が前にお持ちの方から相続をしておりますので、お一人5,000万円ずつ控除があります。

(大川委員)

相続税はかなり持っていけます。

(教育施設・給食課長)

相続税は相続税の支払い。今回、新たに相続をした後での売買ということになります。1人1回5,000万ですので、単純に4で割る。それぞれ持ち分があるので、単純に4分の1ずつで分けられませんが、それなりに税制面で、恐らく相続の相続で来ていると思うので、取得価格が分からない場合は、売買価格の5%までは、あらかじめ控除できますので、5%引いた残りから、さらに5,000万円を引いたものが所得ということになります。

(大関委員)

誰が手に入れたのか絶対分からないでしょう。

(教育施設・給食課長)

地権者の方からは、先代、先々代からということで聞いていますので、恐らく取得価格は不明という感じになります。

(大澤教育長)

他に学校用地で残っているところは。

(教育施設・給食課長)

学校用地で残っていますのは、今、図で示した黒い囲いのところの2筆のみとなります。あと残り2筆買収すれば、学校は、このまま借地がなくなるとい

うことで安定運営ができます。

(大澤教育長)

よろしいですか。

他には、よろしいですか。

<はいの声>

(大澤教育長)

他に発言はないようですので、議案第3号「教育財産の取得の申出について」は原案のとおりでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(大澤教育長)

それでは、全員賛成です。

本議案は原案のとおり決します。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の案件、議案第4号「令和2年度寒川町一般会計補正予算（3月）について」及び議案第5号「令和3年度寒川町一般会計予算（教育に関する部分）について」は、寒川町議会定例会への提出案件であり、提出前の内容であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開での審議とすべきと考えます。いかがでしょうか。

<異議なしの声>

(大澤教育長)

それでは、議案第4号及び議案第5号については、全員賛成ですので、これより会議を非公開といたします。

非公開により略

(大澤教育長)

それでは、非公開とする案件が終了しましたので、非公開を解きたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(大澤教育長)

それでは、会議を再開します。

議案第４号及び議案第５号は、原案どおり決しました。
以上で「議事」を終わります。

８．協 議

（大澤教育長）

次に協議ですが、本日は案件がありません。

９．その他

（大澤教育長）

次にその他です。事務局から１件の報告があります。

それでは、「（仮称）寒川学校給食センター整備に係る協定について」担当から報告をお願いします。

水越教育施設・給食課長。

（教育施設・給食課長）

それでは、資料３を基に説明いたします。（仮称）寒川学校給食センターの整備に関する協定につきましては、整備も着実に、おかげさまで進んでおりまして、現在、設計はもうすぐ完了という状態に来ております。来年度以降、企業庁に施工をお願いする前提としまして、企業庁と寒川町とで協定を結びます。内容としては、こちらのお願いする施設の工事を企業庁に担っていただいて、それを完成後、売買するという形で、こちらが譲り受けまして、その代金につきましては分割払い、延納特約によって支払っていくものです。

それでは、一部抜粋して読み上げながら説明いたします。

第１条、目的としましては、甲が企業庁長、乙が寒川町長になりますけれども、甲が乙の要請を受けて、寒川町の小・中学校における完全給食の実施及び食育に関する情報発信施設の整備に向けた施策を支援し、地域住民の福祉の増進を図るために実施する当該施設の整備、譲渡等に関して必要な事項を定めることを目的としまして、整備の概要、それから整備の場所は、これまでご説明してきたところです。

そして、第６条では、当該施設の完成後、すみやかに乙に売り渡すものいたします。完成は令和４年度の末になりまして、引渡しは、補助の関係もありますので、令和５年度の冒頭になると思います。改めて、その時点で、この協定に基づいて売買契約は結ぶものいたします。

第７条の売買価格については、こちらの工事費、それから事務手数料１％を乗じた額となります。

こちらの企業庁に対する価格については、この後、議会等で可決された予算が売買価格の基本となってまいります。

それから、第８条としまして、売買代金の納付方法ですが、期間を２０年と

する延納としまして、分割払いをしていくということを、ここでうたっております。

その他、細かな条件等がありますので、こちらをご一読いただくということでお願いいたします。

来年度冒頭に、協定を締結しまして、実際の工事に移っていくという流れになっております。

(大澤教育長)

ただいまの報告で何か質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは、特にないようですので、これでその他を終了します。

10. 閉 会

(大澤教育長)

以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで、次回定例会の期日を決めたいと思います。

今回は、令和3年3月19日金曜日、午後1時30分から、場所は役場東分庁舎第3会議室において開催ということでいかがでしょうか。

<はいの声>

(大澤教育長)

それでは、次回の定例会は3月19日金曜日、午後1時30分から、本日と同じ東分庁舎第3会議室において開催いたします。

これをもちまして、寒川町教育委員会2月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。